

知多市新庁舎整備事業コンストラクション・マネジメント委託公募型プロポーザルに係る質疑回答書（令和5年1月26日締切分）

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
1	仕様書（案）	2	1(4)イ	「本事業のうち、設計委託事業者選定、基本設計、実施設計及び施工事業者選定の各段階において発注者を支援する」とありますが、対象となる”施設”は、新庁舎（建設）、立体駐車場（建設）、現庁舎（解体）との理解で良いでしょうか。その他朝倉駅周辺整備事業中街区A-1区画で該当する施設はありますか。	お見込みのとおりです。 中街区A-1区画内にその他の施設はありません。
2	仕様書（案）	2	2(1)	「知多市新庁舎整備基本計画（令和元年6月）」及び「社会状況変化に対応した新庁舎整備の在り方について（令和4年12月）」のとおりとありますが、本事業の事業予算および財源計画（起債の有無）の記載がありません。事業予算および財源計画についてご教示ください。	本事業の事業費については、新庁舎等設計委託事業者選定に係る公募型プロポーザルにおける知多市新庁舎等設計委託特記仕様書（案）6設計と条件(3)アに示されていますので、参考にしてください（市ホームページにて掲載しております。）。また、財源については、基金や一般財源のほか、地方債等を予定しております。
3	仕様書（案）	5	3(1)イ(オ)	資格要件の建築設計士とは建築積算士の間違いではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書（案）	6	4	「なお、進捗状況等により実施年度に変更が生じる場合もあるため、契約締結後に発注者と協議の上で、実施スケジュールを決定する。」とありますが、基本設計期間などは選定される設計者により変わります。設計者決定し、設計スケジュールが決定した後に協議を行うと解釈してよろしいでしょうか。また、設計期間が延長された場合は本業務についても延長し、契約金額の変更協議を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	基本設計期間等の設計スケジュールは、設計者決定後に協議を行います。基本的なスケジュールは、2(6)事業スケジュール（予定）のとおりです。また、設計期間の延長により打合せ等の業務の増加が見込まれる場合は、必要に応じて本業務の契約期間の延長及び契約金額の変更の協議を行います。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
5	仕様書（案）	6	4(2)ウ	選定時のプレゼンテーションの支援とありますが、設計委託公募型プロポーザル実施要領に記載の3月30日実施予定の第二次審査（ヒアリングの実施）のことを指しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書（案）	7	4(3)ウ	パブリックコメント”等”の支援とありますが、パブリックコメント以外の想定はありますか。	パブリックコメント又は住民説明会を想定しております。
7	仕様書（案）	9	5(4)ア	各報告書の指定書式があるのであれば、事前にフォーマットをご提示ください。	各報告書は任意様式ですが、業務着手時に参考となる様式を提示します。
8	仕様書（案）	10	成果品について	1.設計委託事業者選定報告書及び、施工事業者選定報告書に契約書（案）、仕様書（案）の記載はありますが、業務としてはあくまで技術的内容に関する支援であり、作成主体を想定していませんが、成果物としてよろしいのでしょうか。	契約書（案）及び仕様書（案）の作成主体については市を想定しております。作成した案に、技術的内容に関する支援を行った議事録及び成果物として「契約書（案）、仕様書（案）」と記載しております。
9	実施要領	3	3(3)ウ(オ)	“建築設計士”との記述がありますが、“建築積算士”と考えてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	実施要領	3	3(3)オ	実施要領3(3)ウ(オ)(カ)に定める資格を有することを前提とし、かつ、他の主任担当者との兼務を認めることから、建設コスト管理主任担当者と工事施工計画主任担当者の兼務もできることよろしいのでしょうか。	認めません。
11	実施要領	3	3(4)	(4)本業務の受託者は今回のCM業務を除き、庁舎整備事業に関連する他の業務委託等について入札及び応募できない旨の記載がありますが、「本業務の受託者」には、公平性・公正性の観点から、下記に示すその関連企業も「本業務の受託者」に含まれると考えてよろしいのでしょうか。 ・会社法（平成17年法律第86号）第2条の規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者	お見込みのとおりです。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
12	実施要領	7	4(9)ウ(ア)	プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名までとの記載がありますが、管理技術者及び配置予定の主任担当者以外に、参加者が本業務に必要と考え配置する分野の担当者が出席することは可能と考えてよろしいでしょうか。	出席者3名まで（出席者3名に加えて、パソコン操作者等として2名まで）の範囲内であれば可能です。
13	実施要領	7	4(9)ウ(ウ)	当日ご用意いただけるプロジェクターには持参するパソコンとHDMIでつなぐことができる配線も含め準備していただけることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	実施要領	7	4(9)ウ(ウ)	プレゼンテーション及びヒアリングの際に投影する資料については、原則、技術提案書の内容の変更や新たな提案は不可とし、スクリーン上の見やすさ等を考慮した上で、技術提案書の内容のレイアウト等を変更したものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。プレゼンテーション及びヒアリングは、技術提案書を補完する役割であることから、技術提案書に記載のない新たな提案は不可とします。
15	実施要領	7	4(10)イ	参加者の独自の技術・ノウハウ等の流失を避けるため、公表する提案概要については、事前に協議していただけると考えてよろしいでしょうか。	第二次審査結果の提案概要の公表については、提案者と協議の上、公表します。
16	実施要領	8	5(2)イ	資格や実績の確認資料等として、契約書(鑑)の写しの提出とありますが、金額(業務報酬料)は黒塗りで提出させていただいてよろしいでしょうか。	契約書の金額部分については、黒塗りでの提出としていただいても構いません。
17	実施要領	8	5(2)イ	厚さにより穴あけの上ファイル綴じか紐綴じもしくはホチキス留めとしてよろしいでしょうか。	綴じ方は任意です。
18	実施要領	8	5(3)イ、ウ、エ	正本・副本とも左上1か所ホチキス留めとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、正本・副本とも左上1か所ホチキス留めとしてください。
19	実施要領	9	5(4)エ	条例第6条に規定する不開示情報に該当する等の判断は参加者と協議の上、決定すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
20	各種様式等	-	市要領第3号様式	押印の見直しにより押印は省略の考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	様式集	-	様式第2号	担当分野毎の記入方法について、「有資格者数」の列は合計人数で重複が出ないように、上段のCCMJのカウントを優先し、下段の一級建築士等はCCMJを所有しない一級建築士等資格者を計上する形でよろしいでしょうか。また「人数」の列には担当分野ごとの各資格の総数の記載（担当分野欄内での重複あり）でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	様式集	-	様式第2号	各担当分野の「その他（上記の資格を持たない技術職員）」以外の人数欄には、有資格者数と同じ人数を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	様式集	-	様式第3号、第5号、第6-1号～第6-6号	設計施工者選定支援業務を受託している場合は、施工者選定支援を丸で囲む、でよろしいでしょうか。	設計者選定支援及び施工者選定支援の両方を丸で囲んでください。
24	様式集	-	様式第5号～第6-6号	“選択してください”より資格が表示されない場合はデータを加工し記入できるようにしてよろしいでしょうか。	選択肢にない場合は、エクセルのデータを加工し、記入できるようにしていただいて構いません。
25	様式集	-	様式第6-5号	資格の選択肢が、「建築コスト管理士」と「建築積算士」しか選択できませんが、印刷範囲外には、「CCMJ」、「一級建築士」、「技術士建設部門（施工計画、施工設備及び積算）」、「技術士建設部門（建設環境）」、「一級建築施工管理技士」、「CASBEE建築評価員」、「CFMJ認定ファシリティマネジャー」の記載があります。印刷範囲外にある資格も記載してよろしいでしょうか。	記載していただいて構いません。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
26	様式集	-	様式第8号、第9号並びに提出用封筒	押印の見直しにより押印は封印も含め省略の考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	事業者選定基準	2	3 資格審査（第一次審査） ■資格審査評価項目及び配点表について	配置技術者の技術力等について、建設コスト管理、並びに工事施工計画主任担当者の配点の記載がございませんが、こちらは実施要領3 応募条件等(3)において、建設コスト管理主任担当者、工事施工計画主任担当者については、他の主任担当者との兼務を認める。との記載の理由から配点は無し、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	事業者選定基準	3	3 資格審査評価項目及び配点表並びに3(1)イ(ア)	実施要領3(3)エにおける管理技術者と建築（総合）主任担当者が兼務する場合はそれぞれ評価されることよろしいでしょうか。また、建築コスト管理主任担当者並びに工事施工計画主任担当者は評価されないことになっていますが、他の主任担当者と同様に評価されるものと考えてよろしいでしょうか。	管理技術者及び建築（総合）主任担当者を兼務する場合は、それぞれ評価されます。 建築コスト管理主任担当者並びに工事施工計画主任担当者は評価しません。
29	契約書（案）	-	契約内容について	契約書（案）がついてきていますが、契約内容については契約協議段階で内容協議をさせて頂けるとい認識で宜しいでしょうか。	契約書には仕様書を添付しますが、当該仕様書について、契約の前に市と受注者で内容を協議し、決定する予定です。
30	契約書（案）	4	第11条 照査技術者	第11条に定める照査技術者とは、仕様書に記載されている管理技術者及び各主任担当者とは別に選任すべき技術者でしょうか。	照査技術者選任については、仕様書（案）に定めていないため、選任は不要です。
31	その他	-	役割分担表	本業務における役割分担表はありますか。	ございません。